

水利権・正常流量について

平成19年10月31日

四国地方整備局河川管理課長 嘉田 功

P1

水利権について

水利権とは(1)

水利権とは、河川の流水を排他独占的に使用する権利であり、河川管理者の許可が必要。

河川法第23条(流水の占用の許可)

河川の流水を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、**河川管理者**の許可を受けなければならない。

河川法で規定される河川管理者とは

- **二級河川: 都道府県知事(河川法10条)**

二級河川とは一級河川以外で都道府県知事が指定した河川(加茂川、国領川など)

- **一級河川: 国土交通大臣(河川法9条)**

但し、一定の区間を定め県知事等にその管理の一部を行わせる

愛媛県内では銅山川[吉野川]、重信川、肱川、面河川[仁淀川]、広見川[四万十川]

河川水の河川法での位置付け

河川法第2条(河川管理の原則等)

2 河川の流水は、私権の目的となることができない。

- 河川水は公水、地下水は私水として整理。

(河川水は河川管理者が管理、地下水は私所有地内は自由に使用。)

水利権の分類

許可水利権

河川法に基づき、河川管理者の許可により成立する流水の占用の権利。

➡ 水利使用規則を付して許可

慣行水利権

旧河川法（明治29年公布）施行以前あるいは河川法の適用を受ける法定河川（一級、二級、準用河川）として指定される以前から、特定の者による排他継続的な事実上の水の支配をもとに、社会的に承認された権利。

➡ 取水口等の改築等の機会をとらえて、許可水利権に切替え

河川法の経緯

M29 旧河川法

治水(安全)

S39 新河川法

治水(安全)

利水

H9 改正河川法

治水(安全)

利水

環境

水利権とは(2)

水利権の許可に当たっては、既に水利権等の許可を受けている者及び漁業権者等(河川法第38条で規定される関係河川使用者)の同意を得ることが一般的。(同意は申請者が取得)

河川法第38条（水利使用の申請があった場合の通知）

河川管理者は、水利使用に関し第23条又は第26条第1項の許可の申請があった場合においては、当該申請が却下すべきものである場合を除き、国土交通省令で定めるところにより、申請者の氏名、水利使用の目的その他国土交通省令で定める事項を第23条から第29条までの規定による許可を受けた者及び政令で定める河川に関し権利を有する者（以下「**関係河川使用者**」と総称する。）に通知しなければならない。ただし、当該水利使用により損失を受けないことが明らかである者及び当該水利使用を行うことについて**同意をした者**については、この限りでない。

関係河川法条文：

第23条(流水の占用の許可)

第24条(土地の占用の許可)

第25条(土石等の採取の許可)

第26条(工作物の新築等の許可)

第27条(土地の掘削等の許可)

第28条(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)

第29条(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

第24条(土地の占用の許可)

河川区域内の土地(河川管理者以外の者がその権原に基づき管理する土地を除く。以下次条において同じ。)を占用しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、**河川管理者の許可**を受けなければならない。

第25条(土石等の採取の許可)

河川区域内の土地において土石(砂を含む。以下同じ。)を採取しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、**河川管理者の許可**を受けなければならない。河川区域内の土地において土石以外の河川生産物で政令で指定したものを採取しようとする者も、同様とする。

政令第15条(河川の産出物)

法第25条の河川の産出物で政令で指定するものは、竹木、あし、かやその他これらに類するもので河川管理者が指定するものとする。

第27条(土地の掘削等の許可)

河川区域内の土地において土地の掘削、盛土若しくは切土その他土地の形状を変更する行為(26条第1項の許可に係る行為のためにするものを除く。)又は竹木の栽植若しくは伐採をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、**河川管理者の許可**を受けなければならない。ただし、政令で定める軽易な行為については、この限りでない。

第28条(竹木の流送等の禁止、制限又は許可)

河川における竹木の流送又は舟若しくはいかだの通航については、一級河川にあっては政令で、二級河川にあっては都道府県の条例で、河川管理上必要な範囲内において、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

第29条(河川の流水等について河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為の禁止、制限又は許可)

第23条から前条までに規定するものを除くほか、河川の流水の方向、清潔、流量、幅員又は深浅等について、河川管理上支障を及ぼすおそれのある行為については、政令で、これを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

- 2 二級河川については、前項に規定する行為で政令で定めるものについて、都道府県の条例でこれを禁止し、若しくは制限し、又は河川管理者の許可を受けさせることができる。

既得水利権について

判例等

河川からの新たな取水は、当該取水が行われる以前から行われている他の取水の支障とならない範囲内で行われなければならない。

過去の判例においても、その旨判示されている。

また、許可の付帯条件を定める水利使用規則において、その旨規定している。

長野県水利妨害排除引水差止請求事件
(大審院明治32年2月1日判決)

わが国古来の慣行によれば、溪水の如き流水につき既に一定の利用者があつて田地養水として使用されている場合には、上流の沿岸所有者であつても後日に至つて新たに田地を開いてその流水を使用することによつて下流の養水使用権を害することはできない。

愛媛県溪水使用権確認請求事件
(大審院明治42年1月21日判決)

一旦ある者においてその流水を占有する慣習を生じたときはその者に権利が生じ、他人がこれを侵害することができないとするのは我国一般に古来より認められた原則である。

標準水利使用規則 第4条

取水には、その水利使用に係る権原の発生前にその権原が生じた他の水利使用に対して支障を生じないようにしなければならない。

水利権とは(3)

許可に際しては、関係市町村長の意見を聴取。

河川法第36条（関係地方公共団体の長の意見の聴取）

2. 都道府県知事は、二級河川について、水利使用で政令で定めるものに関し、**第23条**又は**第26条第1項**の許可をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない

水利権とは(4)

河川法36条2の水利使用で政令で定めるもの。

政令第20条(関係市町村長の意見を聞かなければならない水利使用)

河川法第36条第2項の水利使用で政令で定めるものは、**特定水利使用**とする。

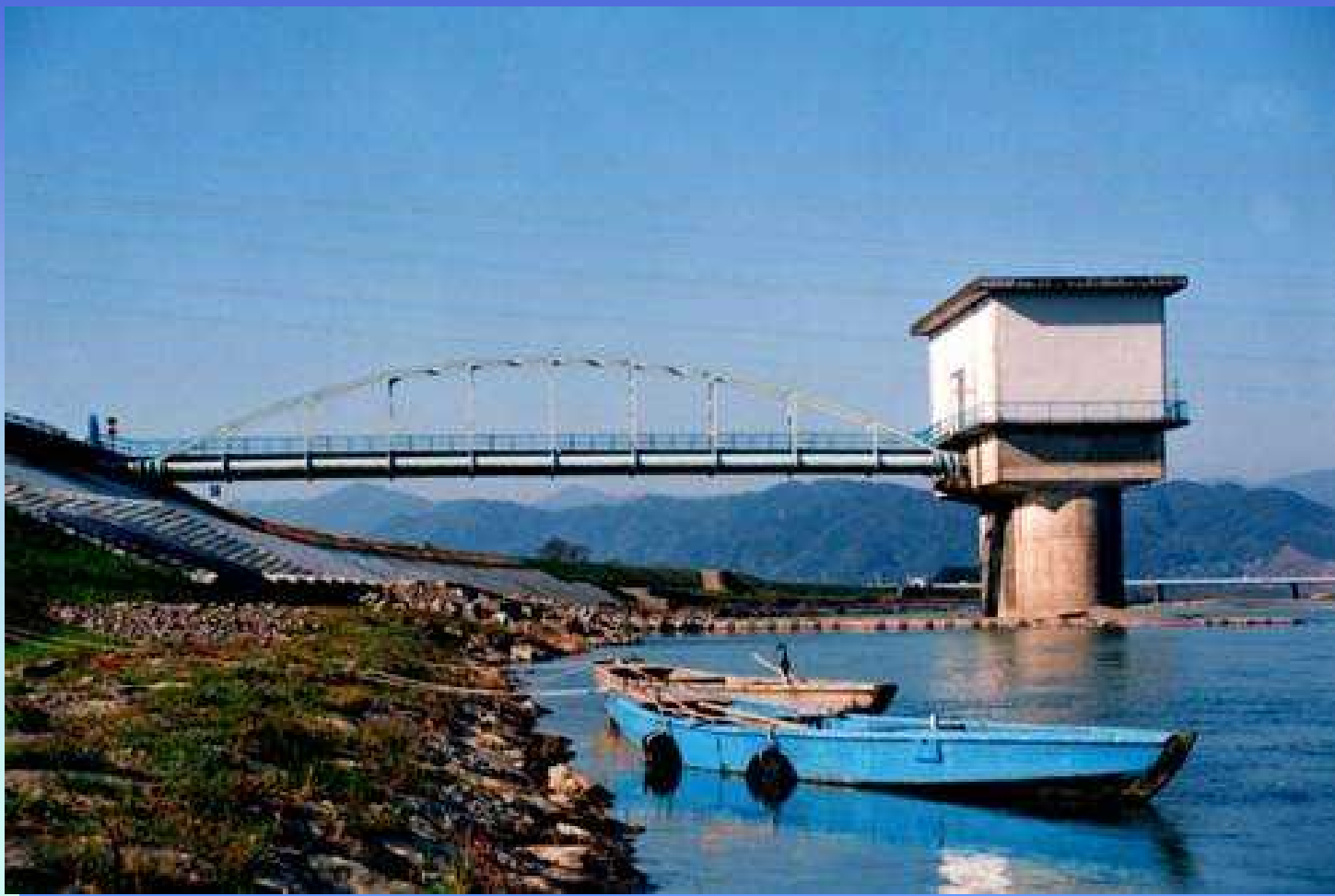
特定水利使用とは、

- イ 発電のためにするもの
- ロ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上又は給水人口が一万人以上の水道のためにするもの
- ハ 取水量が一日につき最大二千五百立方メートル以上の鉱工業用水道のためにするもの
- ニ 取水量が一秒につき最大一立方メートル以上又はかんがい面積が三百ヘクタール以上のかんがいのためにするもの

第26条(工作物の新築等の許可)

河川区域内の土地において工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、**河川管理者の許可**を受けなければならない。河川の河口附近の海面において河川の流水を貯留し、又は停滞させるための工作物を新築し、改築し、又は除去しようとする者も、同様とする。

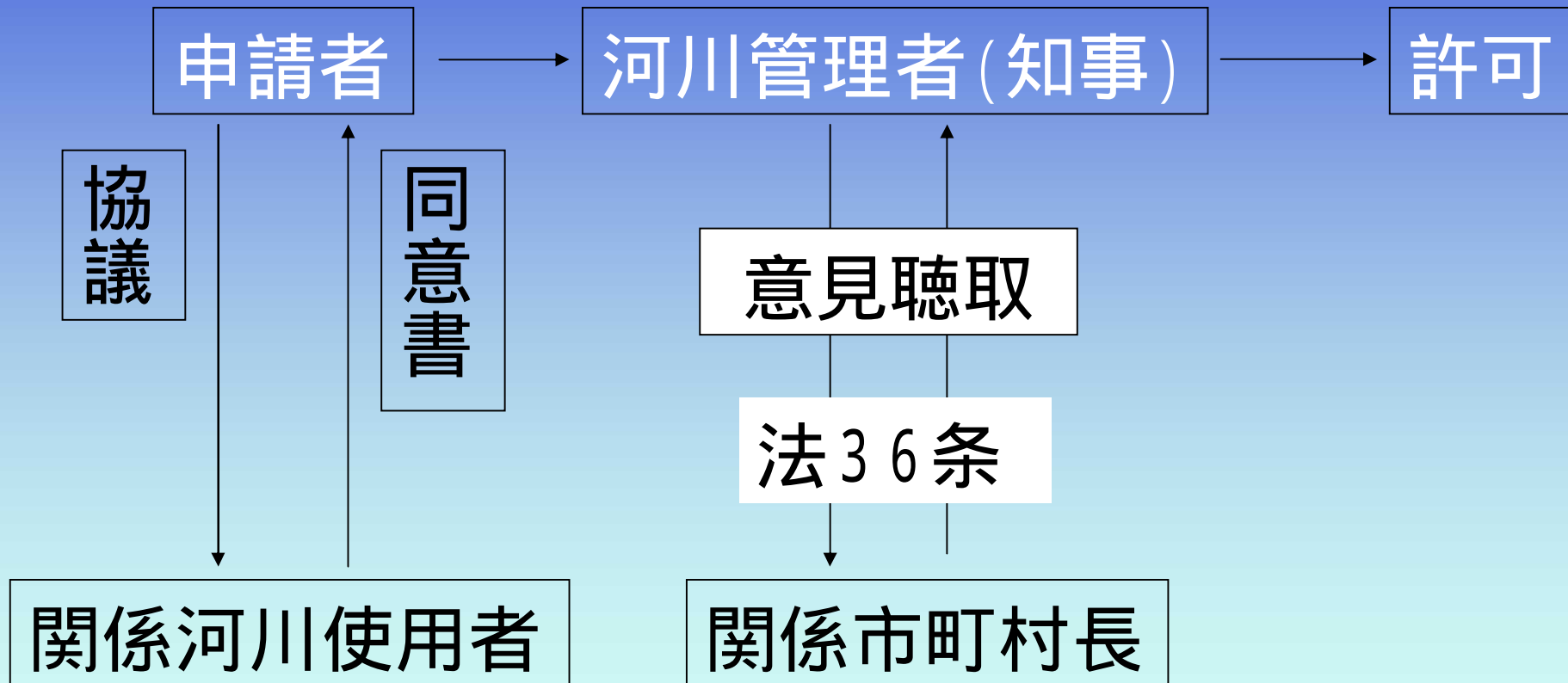
河川法26条第1項に係る
許可工作物の例：取水塔



水利権の申請方法

二級河川

法23条



水利権許可の判断基準

公共の福祉の
増進

実行の确实性



河川流量と
取水量との関係

公益上の支障
の有無

公共の福祉の増進とは

水利使用の目的及び事業内容が、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与し、公共の福祉の増進に資するものであること。

実行の确实性とは

申請者の事業計画が妥当であるとともに、関係法令の許可、申請者の当該事業を遂行するための能力及び信用など、水利使用の実行の确实性が確保されていること。

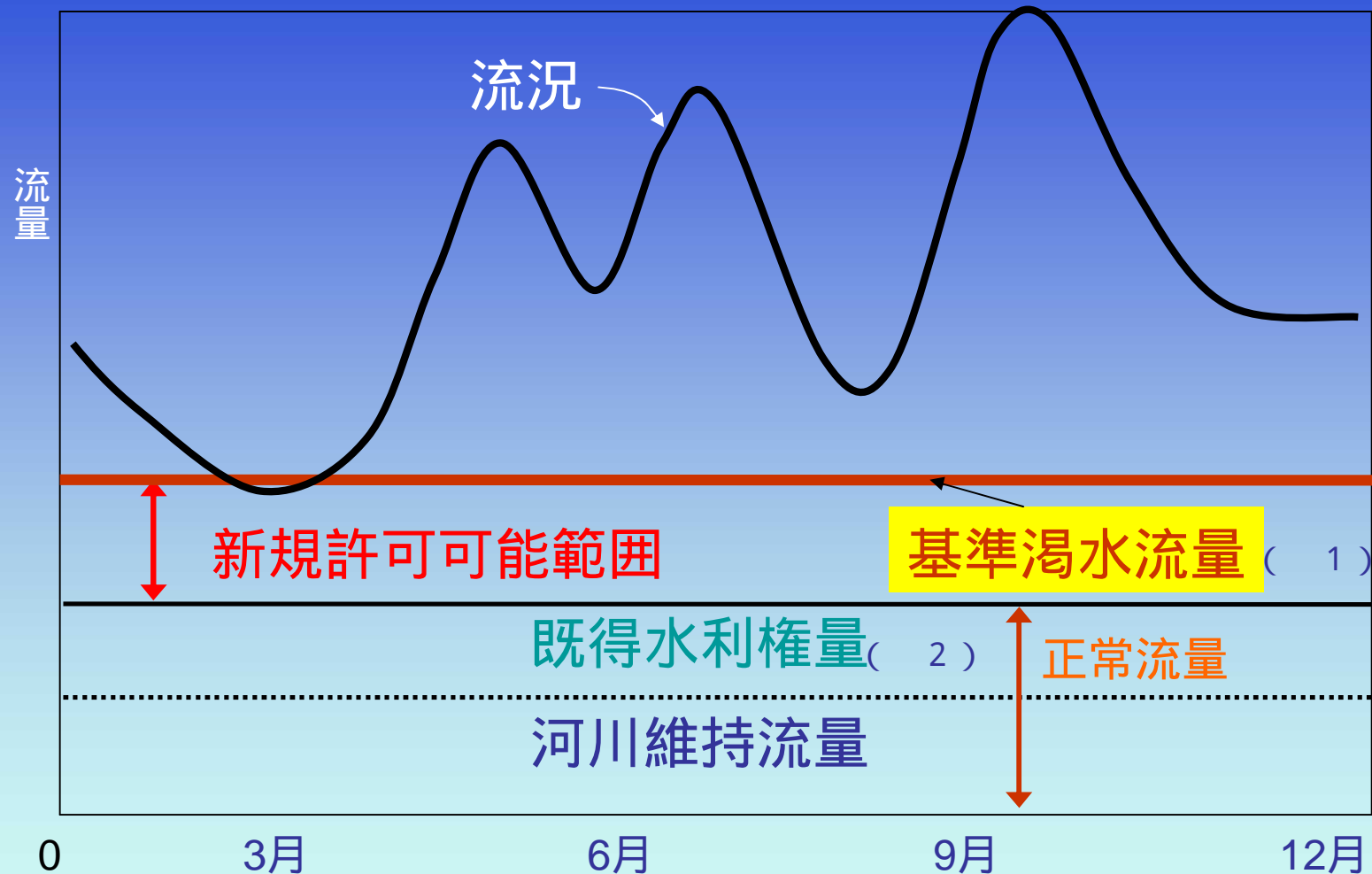
河川流量と取水量との関係とは

河川の流況等に照らし、河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に支障を与えることなく安定的に当該水利使用の許可に係る取水を行えるものであること。

公益上の支障の有無とは

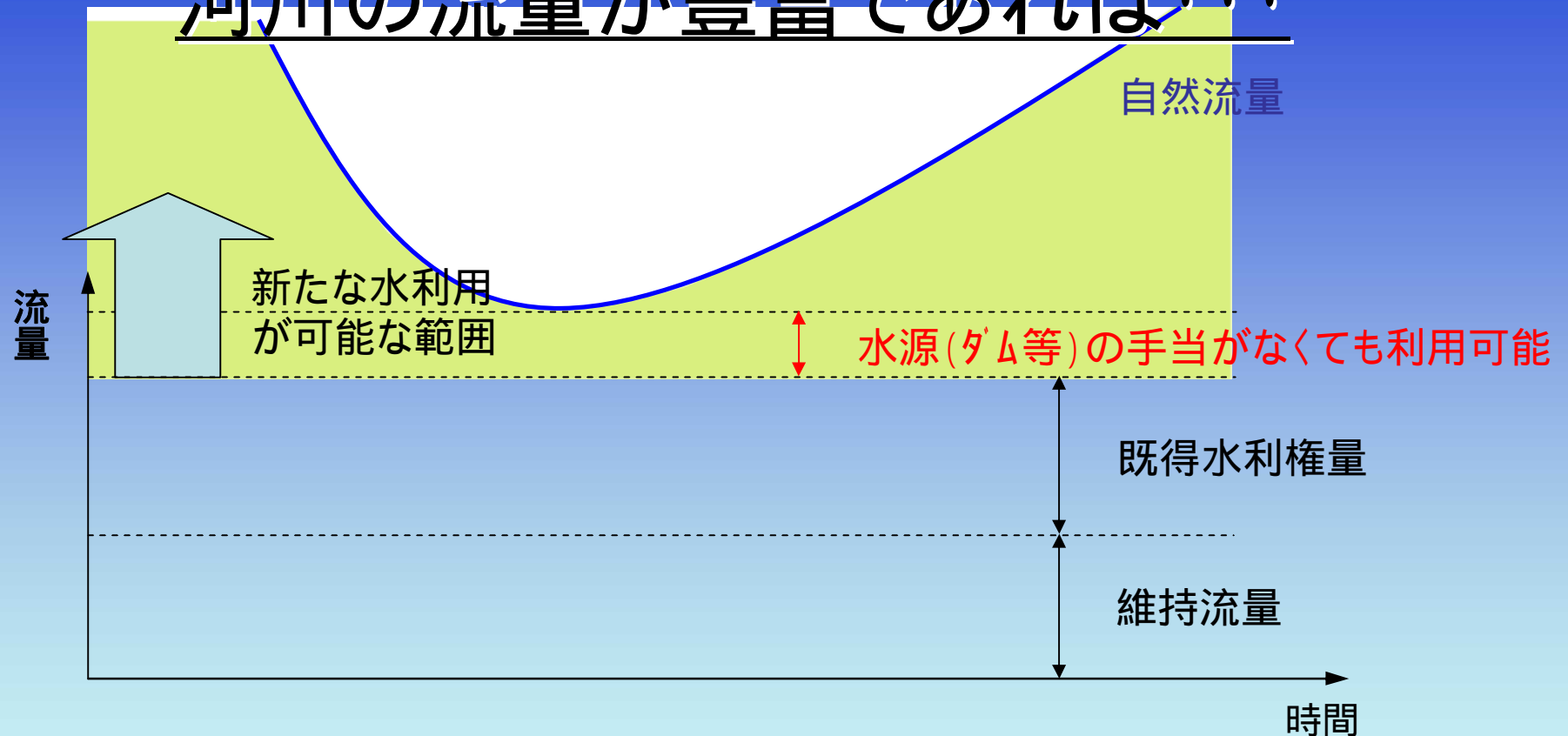
流水の占用のためのダム、堰、水門等の工作物の新築等が法第26条第1項の審査基準を満たしているなど、当該水利使用により治水上その他の公益上の支障を生じるおそれがないこと。

水利使用許可の判断基準



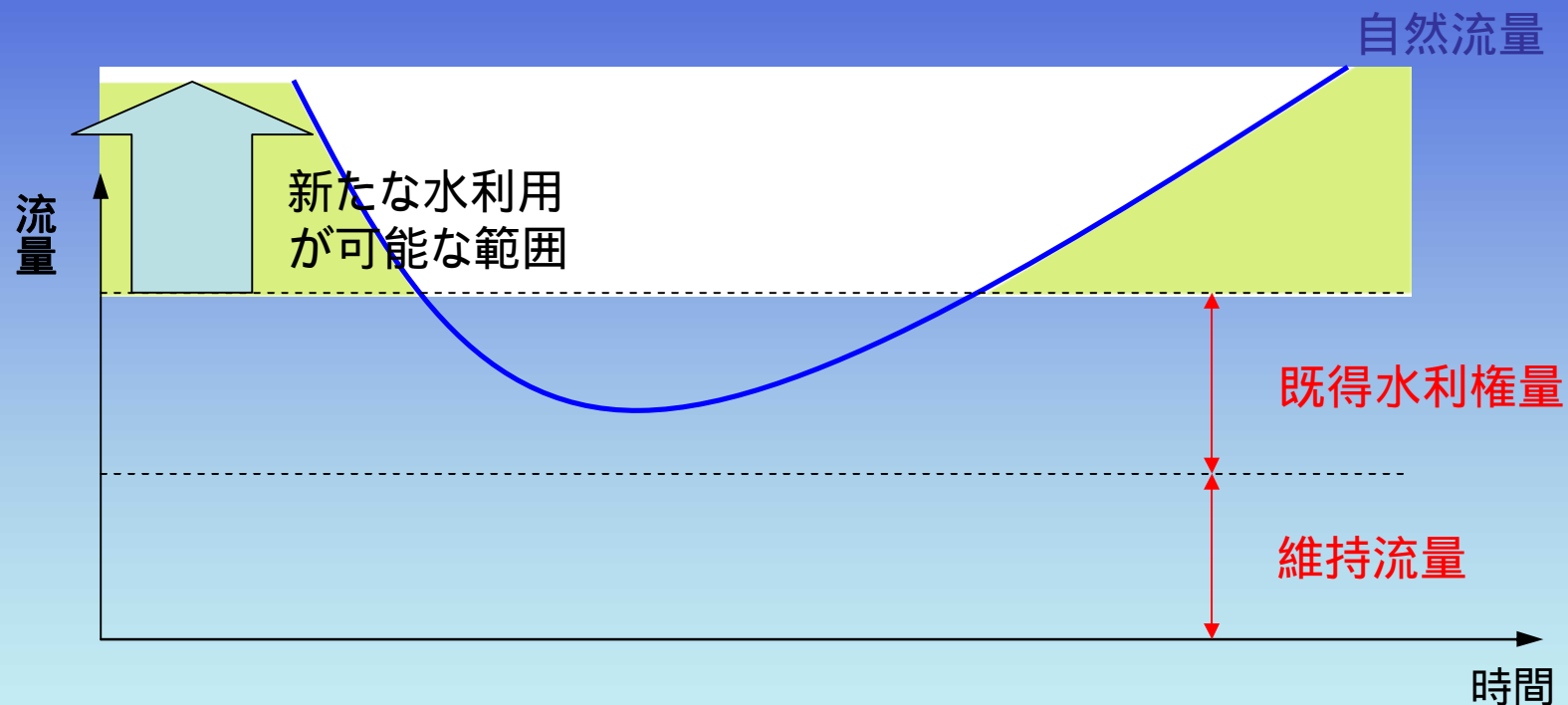
- (1) 基準渇水流量 10年に1度の渇水が起こった場合でも、1年のうち355日を下回らない程度の流量
- (2) 既得水利権 既に存在する水利権（許可水利権及び慣行水利権）

新しく水を利用するには 河川の流量が豊富であれば...



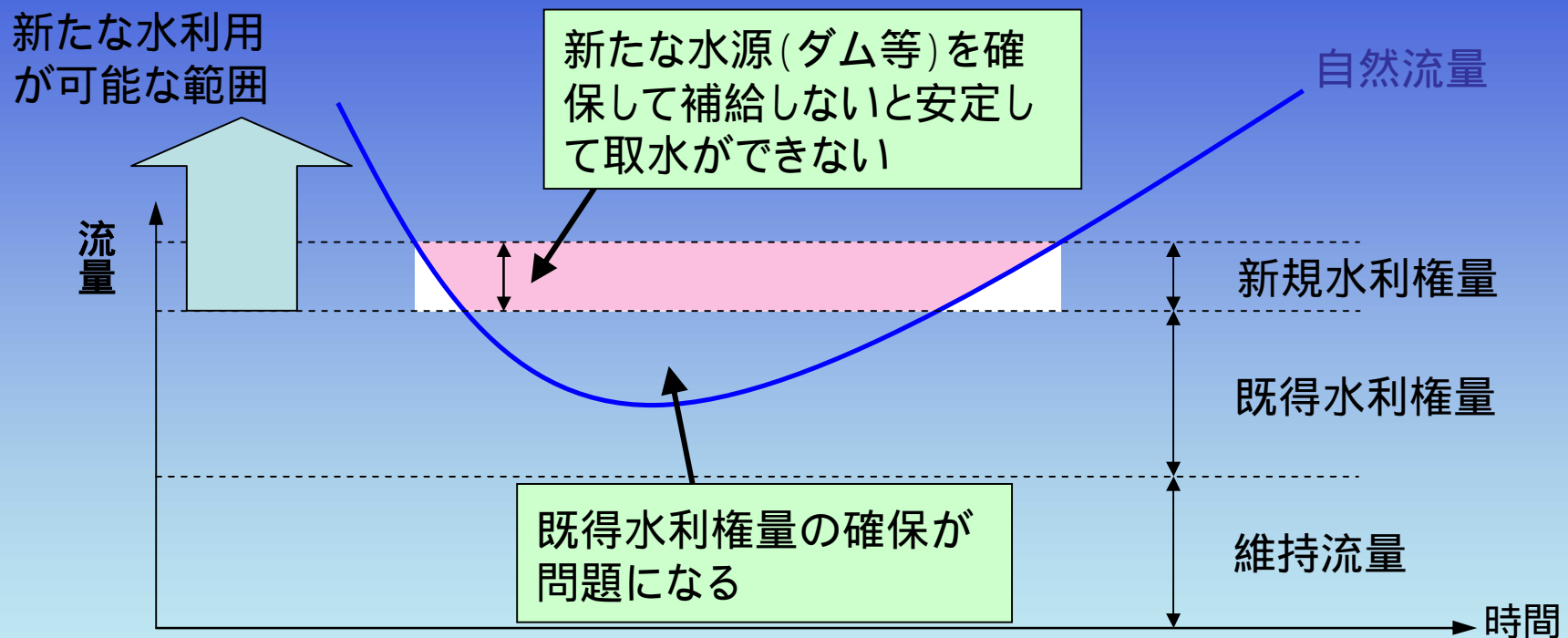
河川の流量が豊富であれば、維持流量と既得水利権量を確保しても河川に安定した流量が残っているので、その範囲内では、新たに水源(ダム等)の手当をしなくても利用は可能 P27

新しく水を利用するには 他の水利用に影響を与えない



河川の正常な機能の維持(生態系の維持、景観の維持、塩害の防止など)に必要な**維持流量**や**既得の水利権量**を確保したあと河川に残っている流水を使うことができる

新しく水を利用するには 河川の流量が少なければ…

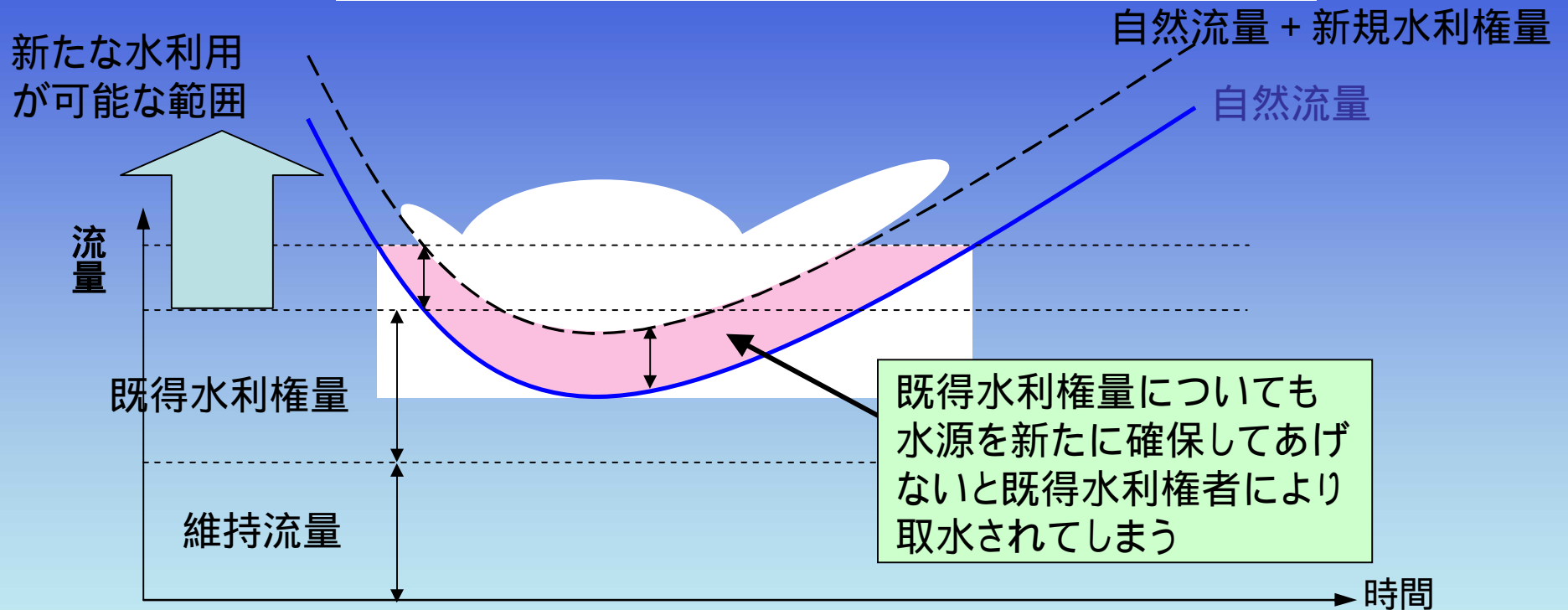


河川の流量が少なければ、維持流量と既得水利権量を確保できないので、そのままでは、新たな水利用は不可能。

新たに水源(ダム等)を確保して、不足している期間に水源から水を補給することで、安定して取水が可能になれば、新たな水利用ができるようになる。

これを**新規水利権量**(この時確保された水源を**新規開発容量**)と呼ぶ

新しく水を利用するには 既得水利権量も確保しないと



新たな水利用のためには、既得の水利権量についても、不足している期間の流水を補給しておかないと、既得水利権者により取水されてしまい、自身の取水ができない状態になる。

このため、既得水利権量についても水源(ダム等)を確保する必要がある。

この、維持流量 + 既得水利権量の取水のために確保された水源を

不特定容量と呼ぶ。

水資源開発施設の例[石手川ダム]

